

議案第54号

大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市奨学金貸与条例の一部を改正する条例
大田原市奨学金貸与条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（奨学生の資格） 第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) （略） (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>に規定する</u>高等学校、高等専門学校、専修学校（<u>高等課程及び専門課程に限る。</u>）、短期大学、大学若しくは大学院に在学している者又は入学しようとする者 (3)～(5) （略） （奨学金の貸与額） 第6条 奨学金の貸与額は、次の区分により本人の希望、家庭の経済的事情などを勘案して教育委員会がこれを決定する。	（奨学生の資格） 第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) （略） (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>の規定に基づく</u>高等学校、高等専門学校_____、短期大学、大学又は大学院に在学している者_____ (3)～(5) （略） （奨学金の貸与額） 第6条 奨学金の貸与額は、次の区分により本人の希望、家庭の経済的事情などを勘案して教育委員会がこれを決定する。

(1) <u>高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程の奨学生</u> 月額<u>12,000円</u> (2) <u>専修学校の専門課程、短期大学、大学又は大学院の奨学生</u> 自宅通学 月額<u>20,000円</u> 自宅外通学 月額<u>40,000円</u>又は<u>60,000円</u>	(1) <u>高等学校又は高等専門学校の奨学生</u> 月額<u>12,000円</u> (2) <u>短期大学、大学又は大学院の奨学生</u> 自宅通学 月額<u>20,000円</u> 自宅外通学 月額<u>40,000円</u>又は<u>60,000円</u>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。